

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 制定の趣旨・理由

国の基準省令の一部改正に伴い，柏市が準用する人員，設備，運営その他の基準について定めている条例を改正する。

## 2 対象条例

- (1) 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例
- (2) 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例
- (3) 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例
- (4) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例
- (5) 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例
- (6) 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例
- (7) 柏市介護老人保健施設人員等基準条例
- (8) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例
- (9) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例
- (10) 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例
- (11) 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例
- (12) 柏市介護医療院人員等基準条例

## 3 施行期日

令和3年4月1日

## 4 主な改正内容

- (1) 基準省令に規定されたことに伴い，引用条文を設ける規定
  - ア 電磁的記録の保存等
  - イ 介護医療院における浴槽設置要件
- (2) 基準省令に規定されたことに伴い，削除する独自規定
  - ア 高齢者虐待防止の推進
  - イ 指定認知症対応型共同生活介護における共同生活住居数

- (3) 基準省令の変更に伴い，変更する規定  
居宅介護支援事業所における管理者要件

# (1) 基準省令に規定されたことに伴い、引用条文を設ける規定 ア 電磁的記録の保存等

## 改正前

書面による記録の保存

(例)

- ・ケアプラン・各サービス計画書の同意
- ・請求書・明細書の保存
- ・ケア記録
- ・苦情・事故等の記録

など

## 改正後

事業所の業務負担を軽減する  
⇒電磁的な記録も可

電磁的な記録

- ・電子データをPCへ保存
- ・タブレット端末による電子署名

など

# (1) 基準省令に規定されたことに伴い、引用条文を設ける規定 イ 介護医療院における浴槽設置要件

## 改正前

一般浴槽及び特別浴槽の設置(必須)

## 改正後

有床診療所から介護医療院への転換を促進

⇒ 令和6年3月31日までに転換する場合は、特別浴槽の設置を要件としない。

## (2) 基準省令に規定されたことに伴い，削除する独自規定 ア 高齢者虐待防止の推進

### 改正前

施設を運営する各事業者は、身体的拘束等に係る研修の機会を確保する。(柏市の独自基準として規定)

### 改正後

(改正基準省令)

虐待を防止するための研修の機会  
の確保，委員会の開催，指針の整備を全介護サービス事業者に義務付ける。

⇒ 柏市条例の該当規定を削除

## (2) 基準省令に規定されたことに伴い、削除する独自規定 イ 指定認知症対応型共同生活介護における共同生活住居数

### 改正前

(旧基準省令)

地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合にのみ、3ユニット目の設置が可能。

(柏市独自基準)

ユニット数について、1から3までとする。

### 改正後

(改正基準省令)

ユニット数について、1から3までとする。

⇒ 柏市条例の該当規定を削除

### (3) 基準省令の変更に伴い、変更する規定 居宅介護支援事業所における管理者要件

#### 改正前

管理者は主任ケアマネジャーとする。  
(令和3年3月31日まで猶予)

#### 改正後

令和3年3月31日時点で、ケアマネジャーが管理者の場合、当該ケアマネジャーに限り、令和9年3月31日まで猶予する。

- ・主任ケアマネジャー：千葉県の研修(受講資格：勤続5年以上等)を修了したケアマネジャー
- ・ケアマネジャー：千葉県の試験に合格した者